年　　月　　日

光市長　様

ひかり就職学生支援補助金交付申請書

　ひかり就職学生支援補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別(任意) | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | | |
|  | | |
| メールアドレス |  | 電話番号 |  |
| 在学大学・学部  所在地 |  | | |

２　就職活動訪問先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問先 | 企業名 |  |
| 所在地 |  |
| 面接・試験日 | 年　　月　　日 | |
| 内定日 | 年　　月　　日 | |

３　移動経路（往復）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着駅 | 費用 |
| （バス停名・駅名・空港名など） | |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | 合計 | 円 |

４　誓約・同意欄（該当する場合はチェックを付けてください。チェックがない場合は申請できません。）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 「ひかり就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項」を確認し、その内容について誓約します。 |
| □ | 「ひかり就職学生支援補助金に係る個人情報の取扱い」を確認し、その内容について同意します。 |

（添付書類）

(１)　内定証明書（様式第２号）

(２)　東京圏内の居住が確認できる書類（住民票、賃貸住宅の契約書の写し又は光熱水費の領収書等）

(３)　本市市税の完納証明書

(４)　卒業見込証明書

(５)　交通費の領収書

(６)　本人が確認できる書類（官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証若しくは許可証等の写し又はこれらに準ずる書類で市長が適当と認めるもの）

(７)　その他市長が必要と認める書類

ひかり就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

１　ひかり就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）に関する報告及び立入調査について、光市から求められた場合には、それに応じます。

２　補助金の申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

３　以下の場合には、ひかり就職学生支援補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

　(１)　全額の返還

　　ア　偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ　ひかり就職学生支援補助金交付要綱第８条に基づく求めに応じなかったとき。

　　ウ　申請日から１年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかったとき。

エ　申請日から１年以内に本市に転入しなかったとき。ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。

オ　就業日から１年以内に要件を満たす就業先を辞したとき。ただし、退職日から３カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。

カ　本市へ転入した日から３年未満で市外に転出したとき。

(２)　半額の返還

本市へ転入した日から３年以上５年以内に市外に転出したとき。

ひかり就職学生支援補助金に係る個人情報の取扱い

　山口県及び光市は、ひかり就職学生支援補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、山口県及び光市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。